附則第十五項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（電波利用料の特例）」を付し、同項の次に次の一項を加える。

16　平成三十二年三月三十一日までの間における前項の規定により読み替えて適用する第百三条の二第四項の規定の適用については、同項中「十一の三　地上基幹放送（音声その他の音響のみを送信するものに限る。）を直接受信することが困難な地域において必要最小の空中線電力による当該地上基幹放送の受信を可能とするために行われる中継局その他の設備（当該設備と一体として設置される中継局その他の設備並びに当該設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。）の整備のための補助金の交付」とあるのは、「十一の三　地上基幹放送（音声その他の音響のみを送信するものに限る。）を直接受信することが困難な地域において必要最小の空中線電力による当該地上基幹放送の受信を可能とするために行われる中継局その他の設備（当該設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。）の整備のための補助金の交付

イ　電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十七号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（以下この号において「基準日」という。）において設置されているイに掲げる衛星基幹放送の受信を可能とするために行われるもの（実験等無線局を用いて行われる衛星基幹放送と同時に行われる衛星基幹放送であつて、イに掲げる衛星基幹放送に使用される電波と周波数が同一で、かつ、電界の回転の方向が反対である電波を使用して行われるもの

ロ　基準日において行われている基準日の翌日以後にイに掲げる他の音響のみを送信するものに限る。）を直接受信することが困難な地域において必要最小の空中線電力による当該地上基幹放送の受信を可能とするために行われる中継局その他の設備（当該設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。）の整備のための補助金の交付

及び配線並びに分配器、接続子その他の配線のために必要な器具に限る。）であつて、ロに掲げる衛星基幹放送の電波を受けるための空中線を接続した場合に当該技術基準に適合しないこととなるものについて、当該技術基準に適合させるために行われる改修のための補助金の交付その他の必要な援助　とする。」

別表第六の一の項中「一万六百円」を「一万二千七百円」に、「百十六万百円」を「百三十九万二千百円」に、

空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの	千八百円

を

空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの	千六百円

に、

空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの	三千

に、「三百三十六万三千八百円」を「四百三万六千五百円」に、

空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの	三千六百円

を

空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの	八百円

に、「四百四十七万四千九百円」を「五百三十六万九千八百円」に、「九万三千六百円」を「十一万二千三百円」に改め、同表の二の項中「四万五千三百円」を「二万九千六百円」に、「八千二百円」を「九千八百円」に、「四千二百円」を「五千円」に、「八千七百円」を「一万四百円」に、「一万六百円」を「一万二千七百円」に、「六万四千三百円」を「六万六千五百円」に改め、同表の三の項中「三百四十九万三千五百円」を「四百十九万二千二百円」に、「一億五千六百二十万千二百円」を「一億八千七百四十四万千四百円」に、「十五万八千六百円」を「十九万三百円」に、「三千八百七十三万四千五百円」を「四千六百四十八万千四百円」に、「一億千六百九十一万千円」を「一億四千二十九万三千二百円」に、「二億六千二百六十万七千七百円」を「三億千五百十二万九千二百円」に改め、同表の四の項中「二百十四万五千三百円」を「二百五十七万四千三百円」に、「百七万四千円」を「百二十八万八千八百円」に、「二十一万六千九百円」を「二十六万二百円」に、「七万四千百円」を「八万八千九百円」に、「千四百六十六万三千六百円」を「千七百五十九万六千三百円」に、「七百三十三万三千二百円」を「八百七十九万九千八百円」に、「百四十六万八千八百円」を「百七十六万二千五百円」に、「四十九万千四百円」を「三十万六千円」に、「二億十七万九千四百円」を「二億四千二十一万五千二百円」に、「一億九万千円」を「一億二千十万九千二百円」に、「二千二万四百円」を「二千四百二万四千四百円」に、「六百六十七万五千二百円」を「五百七万八千百円」に、「四億二百八十九万三千五百円」を「四億八千三百四十七万二千二百円」に、「二億百四十四万八千円」を「二億四千百七十三万七千六百円」に、「四千二十九万千九百円」を「四千八百三十五万二百円」に、「千三百四十三万二千四百円」を「千十五万四千八百円」に改め、同表の五の項中「千八百円」を「二千百円」に改め、同表の六の項中

空中線電力が〇・〇二ワット未満のもの	千円

を

空中線電力が〇・〇二ワット未満のもの	千二百円

に、「十九万二千三百円」を「十六万九千四百円」に、「八千三百九十二万三千五百円」を「七千五百八十九万五千四百円」に、「四億千九百六十一万六千九百円」を「三億七千九百四十七万二千二百円」に、「五万九千円」を「一万六千七百円」に、「二十万四千八百円」を「二十二万七千七百円」に、「三百五十五万八千二百円」を「三百八十五万八千二百円」に、

千円	

を

六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	

に改め、同表の七の項中「二百円」を「三百円」に、「千円」を「千二百円」に、

住民に対して災害情報等を直接伝達するために無線通信を行うものであつて、専ら一の特定の無線局（第百三条の二第十五項第二号に規定するものであつて、五十四メガヘルツを超え七十メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するものに限る。）のみを通信の相手方とするもの	千百円

を

住民に対して災害情報等を直接伝達するために無線通信を行うものであつて、専ら一の特定の無線局（第百三条の二第十五項第二号に規定するものであつて、五十四メガヘルツを超え七十メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するものに限る。）のみを通信の相手方とするもの	五百円

に、「三万八千百円」を「四万五千七百円」に、「三百十三万千四百円」を「三百七十五万七千六百円」に、「百五十七万千五百円」を「百八十八万五千八百円」に、「三十二万三千五百円」を「三十八万八千二百円」に、「十一万五千五百円」を「十三万八千六百円」に、「二十九万五千九百円」を「三十五万五千円」に、「十五万三千七百円」を「十八万四千四百円」に、「三万九千九百円」を「四万七千八百円」に、「二万九千六百円」を「三万五千二百円」に改め、同表の八の項中「九千八百円」を「一万四百円」に、「一万六百円」を「一万二千七百円」に、「六万四千三百円」を「六万六千五百円」に改め、同表の九の項中「千二百円」を「千五百円」に改める。